

1. 令和3年発生災害の概要について
2. 新たな制度等のお知らせ  
○主な運用や連絡事項等について
- 3. 災害復旧事業の制度**
4. 災害復旧の主な流れと申請前の留意点
5. 災害査定の留意点
6. 災害査定のチェックポイント  
○道路災、河川災、応急工事について
7. 災害採択後の被災について(事例研究)
8. その他

根拠法令 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年3月31日法律第97号）

目的 自然災害により被災した公共土木施設を迅速に復旧することで、公共の福祉を確保

## 特徴

### ① 様々な公共土木施設が対象

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園

### ② 高率な国庫負担

※     は防災課所管

### ③ 迅速で確実な予算措置

### ④ 迅速な工事着手

- ・事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施
- ・災害復旧工事は、国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能

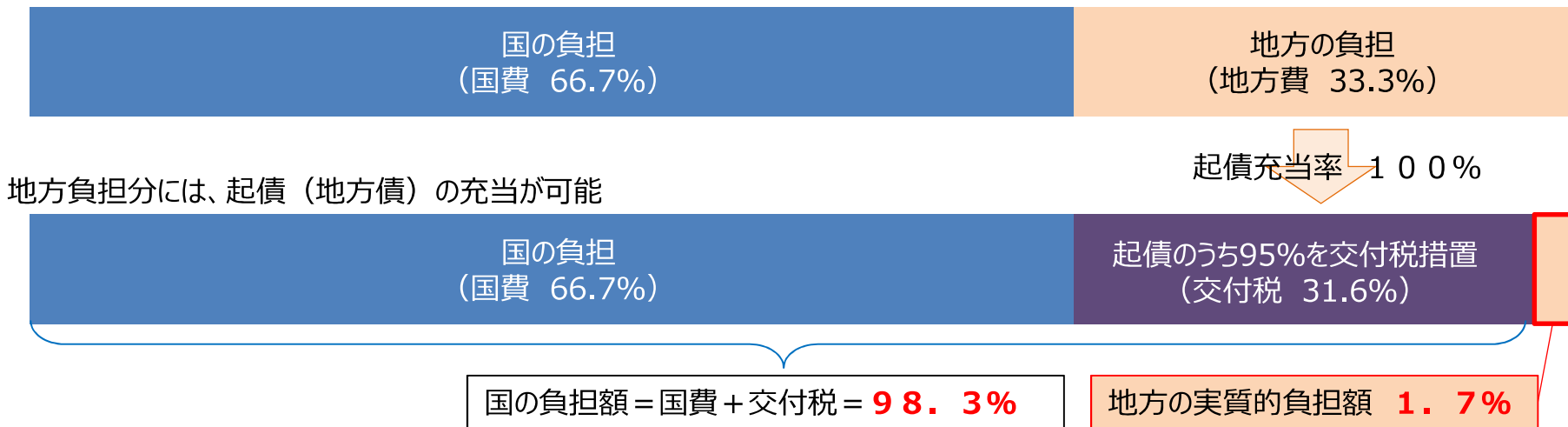
### ⑤ 原形復旧が原則だが適切な施設形状で復旧

### ⑥ 県単位の一括予算交付

- ・災害復旧として採択された同一事業であれば、工種、箇所にかかわらず県内で自由に活用可能
- ※同一事業とは、災害復旧事業（補助）、災害関連事業（補助）、災害復旧助成事業（補助）等のことをいう。

- ▶ 地方公共団体は、災害が発生した場合には、被災箇所について国庫負担申請をし、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧費が決定
- ▶ 災害復旧関係事業における **国庫負担率は、2 / 3 以上**
  - ※ 年間の災害復旧事業費が標準税収入の1/2を超え、2倍に達するまでの額に相当する額については75%が国費
  - 標準税収入の2倍を超える額に相当する額については100%国費
- ▶ 交付税措置により実質的な地方公共団体の負担は、最大でも1.7%（災害発生年災の場合）

## 【国庫負担率 2 / 3 災害発生年災の場合】



## 【参考】 一般公共の場合（補助率1/2の場合） 起債充当率 90%（地方負担50%×90%=45%） **40%**



## 負担法の目的（法第1条）

- **公共土木施設**の災害復旧事業費について
- 地方公共団体の財政力に適応するように、**国の負担**を定めて
- **災害の速やかな復旧**を図り、公共の福祉を確保する

## 災害の定義（法第2条）

- 「災害とは 異常天然現象により生ずる災害をいう」
- 暴風、洪水、高潮、地震
- その他の異常な天然現象  
津波、豪雨、なだれ、突風、旋風、地すべり  
積雪、融雪、噴火、干ばつ、落雷、異常低温 等

## 第1 「負担法」でいう災害の必要3条件

1. 異常な天然現象により生じた災害である
2. 地方公共団体又はその機関が維持管理している公共土木施設の被災である
3. 地方公共団体又はその機関が施行するものである  
ただし、負担法の適用除外（法第6条）に該当しないものであること

## 第2 異常な天然現象の基準

### 1. 河川

- ① 警戒水位以上の水位
- ② 河岸高の5割程度以上の水位（警戒水位未定部）
- ③ 長時間にわたる融雪出水等

### 2. 河川以外の施設災害

- ① 最大24時間雨量80mm以上の降雨
- ② 時間雨量が20mm程度以上の降雨

### 3. 最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上の風

### 4. 高潮、波浪、津波による軽微でない災害

### 5. 地震、地すべり、落雷等による災害

### 6. 積雪が過去10ヶ年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1m以上の雪による災害

## 1. 失格（限度額未満）

→都道府県120万円、市町村60万円未満

## 【以下2～19は欠格】

2. 被災の事実なし
3. 異常な天然現象によらない
4. 過年災
5. 前災処理（変更設計対応）
6. 別途施工（別途施行で対応済み）
7. 重複（別途採択済み）
8. 対象外施設
9. 所管外施設  
（農林水産省、他局所管）
10. 被害少
11. 経済効果少
12. 維持工事（のみ災）
13. 設計不備
14. 施行粗漏
15. 維持管理不良
16. 埋塞
17. 天然河（海）岸
18. 工事中災害（他事業工事）
19. 小規模施設
  - ・高さ1m未満の小堤
  - ・幅員2m未満の道路 等

# 番号①失格：地震災害の舗装打換 ⇒ 復旧範囲過大

R3災・机上

地震の影響により  
町道の舗装にク  
ラックの被災

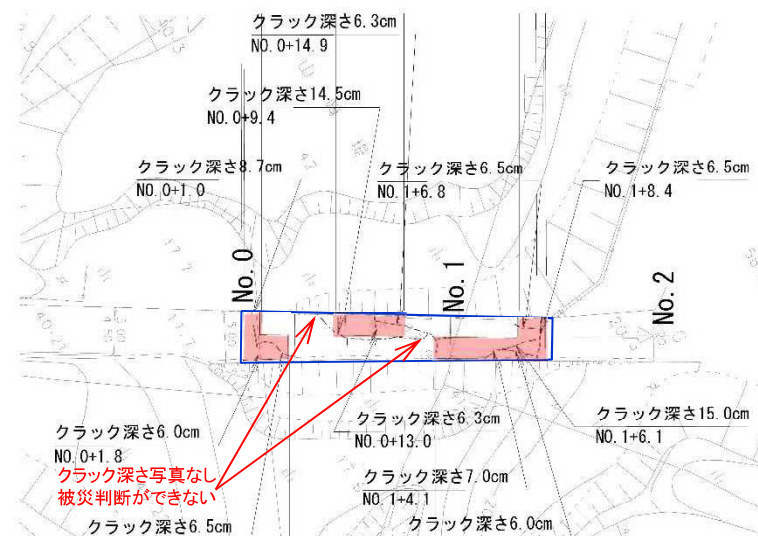


## ●申請:

- ・舗装の打換えが必要
- ・L=29.4m 舗装工
- ・申請額 1,402千円

## ●査定:

- ・写真で被災(クラック深)の範囲が確認できない。
- ・一体での復旧は過大。
- ・査定額 446千円



□ 査定申請範囲

■ 査定結果範囲



# 番号②失格：法面对策⇒崩土撤去のみ（限度額未満）

R3災・実地

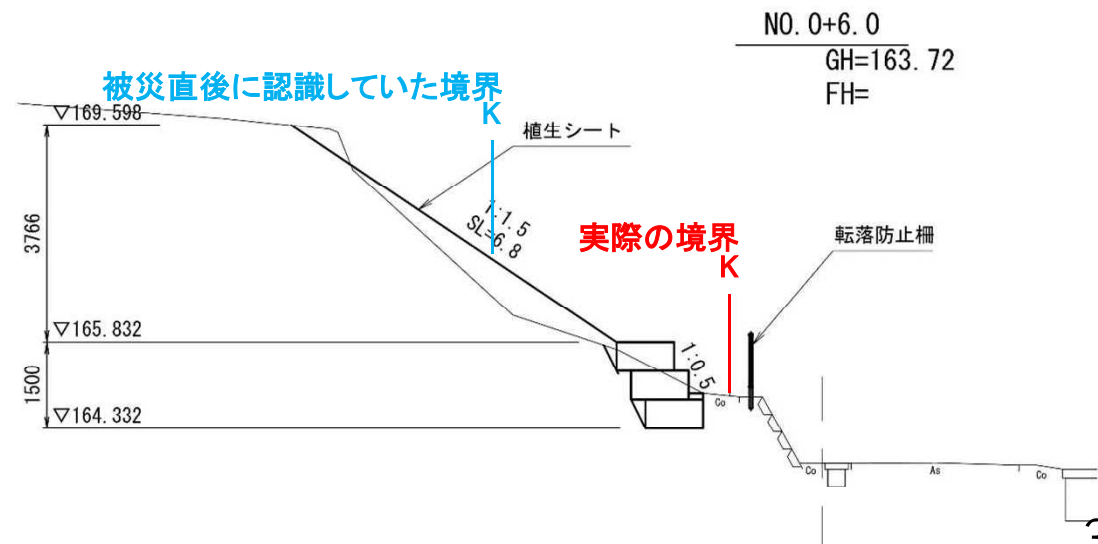
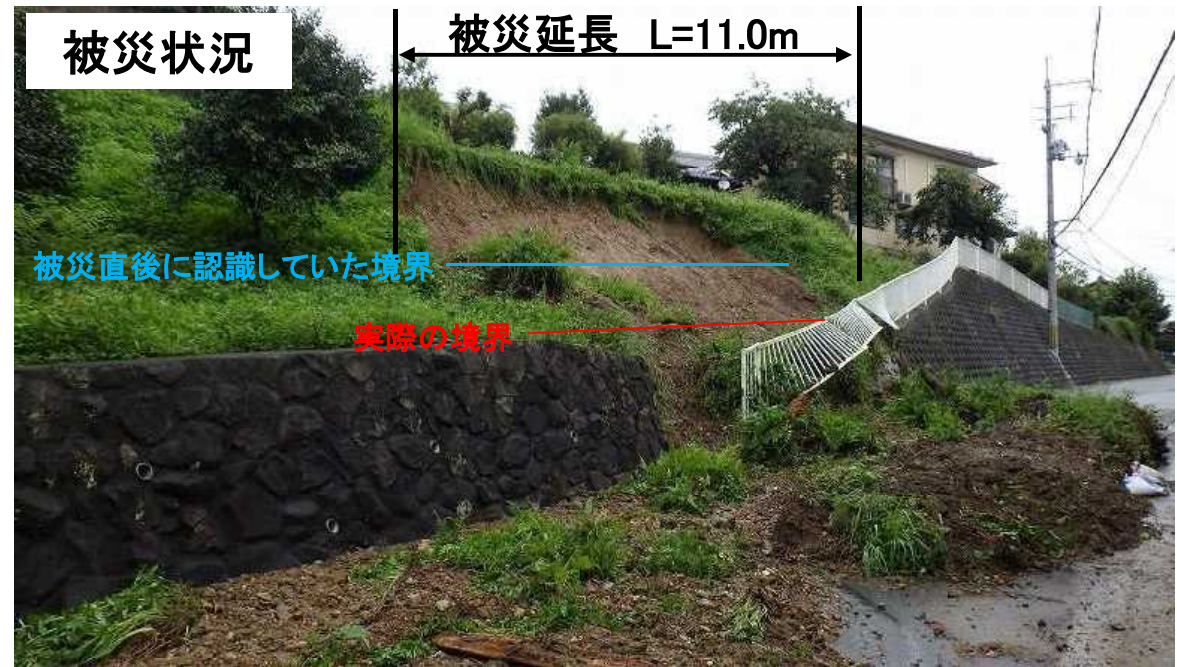
豪雨による大量の表面水の流出及び地下水位の上昇に伴う湧水のため、法面が崩壊した。

## ●申請：

- ・安定勾配で盛土し、植生工で保護。
- ・湧水対策として、法裾にカゴ工を施工。
- ・L=11.0m 植生シート 65m<sup>2</sup>、カゴ枠 11m
- ・申請額 3,544千円

## ●査定：

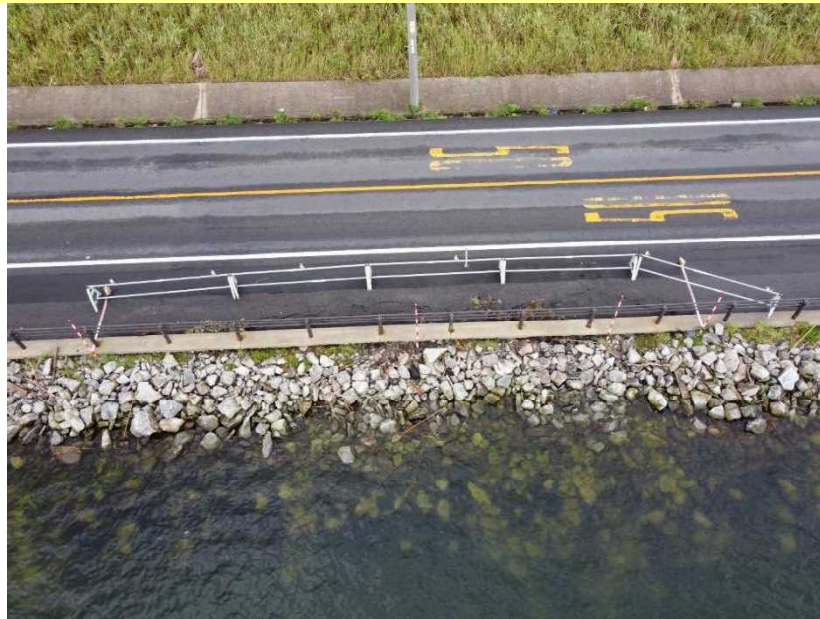
- ・崩壊法面が民地のため、補助災で認められるのは崩土撤去のみ。
- ・査定額 375千円



# 番号③失格： 県道の路肩 ⇒ プレキャスト擁壁過大

R3災・机上

台風による水面上昇と波浪の影響により、路肩部が被災

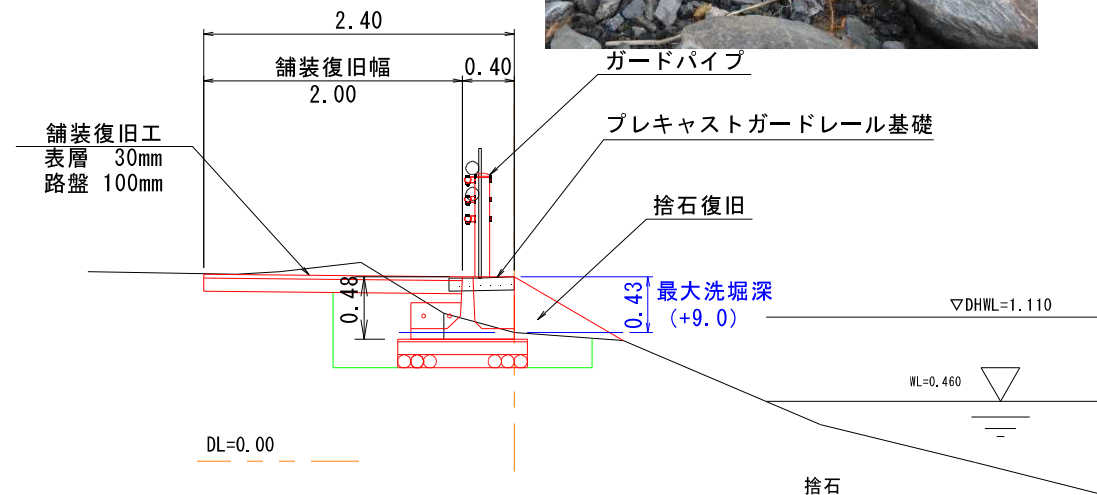


## ●申請:

- ・路肩部復旧
- ・L=17.2m プレキャスト擁壁工
- ・申請額 2,349千円

## ●査定:

- ・プレキャスト擁壁過大
- ・原形どおり路肩部盛土し路肩コンに変更
- ・査定額 1,068千円



# 番号④失格：道路の山留 ⇒ 取付工不要と判断

R3災・机上

豪雨出水により、山留土羽が流出。



起点側

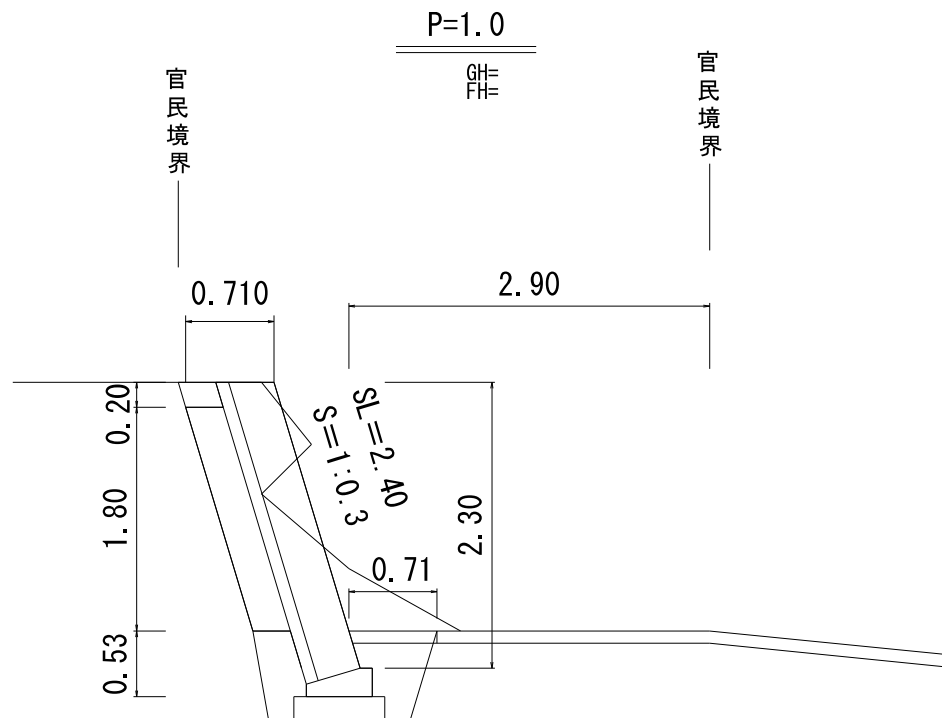
終点側

## ●申請：

- ・山留ブロック積 4.0m<sup>2</sup>
- ・L=2.4m
- ・申請額 625千円

## ●査定：

- ・終点(右)側に岩が確認できるため、取付工が過大計上。
- ・査定額 547千円



# 番号①欠格：路肩崩壊 ⇒ 異常な天然現象によらない

R3災・机上

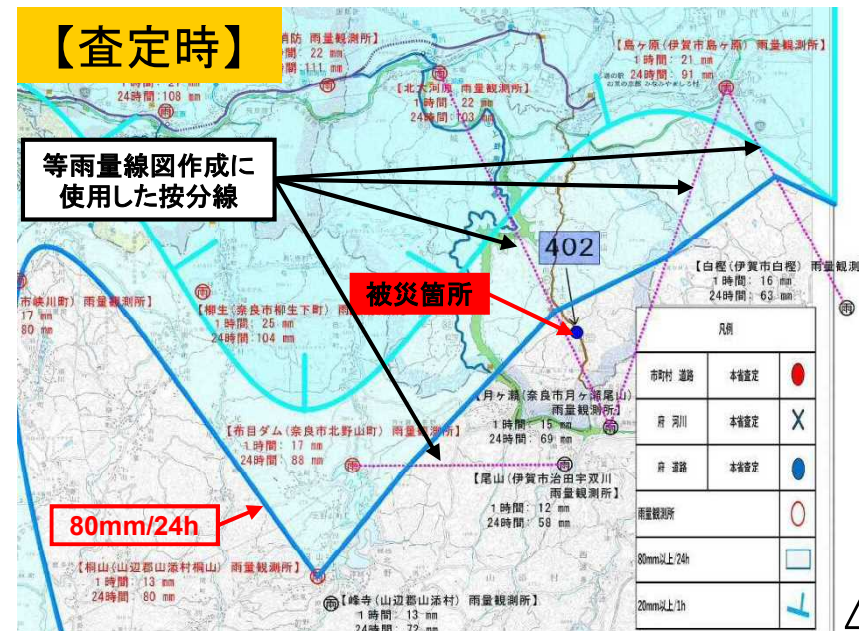
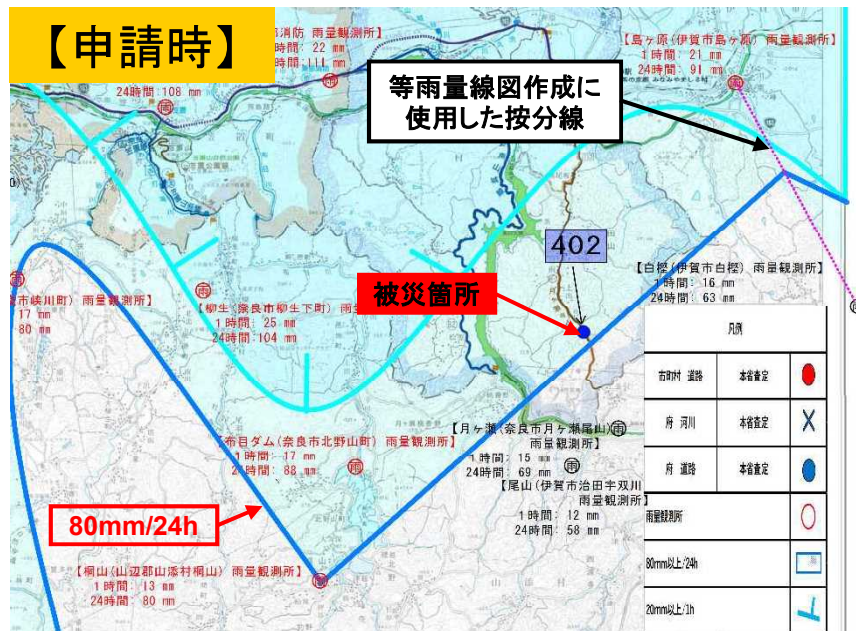
- 申請：
  - 申請工法 ブロック積
  - 申請額 4,403千円

県境で雨の降り方が異なったため、雨の降り方が似ている観測所データを用いて等雨量線図を作成。



- 査定：
  - 近傍の観測所3点で囲めない
  - 異常な天然現象によらない

隣接する県の近傍の観測所データを用いると、80mm/日のラインに入らない。



# 番号②欠格：護岸被災 ⇒ 異常な天然現象によらない

R3災・実査

「河岸高(低水位から天端までの高さ)の5割程度以上の水位(被災水位)」とは？

●申請:

- ・R3災 延長31.3m
- ・申請額 16,045千円
- ・ブロック張、根固めブロック

●査定:

- ・河岸高の5割程度以上の水位 ⇒ 5割程度以上の解釈は「4割5分」でなく「5割以上」でないダメとの見解により、欠格となった。



D.H.W.L

被災状況

